

メインになるとは思いますが、そういった野菜の生産・販売につなげていきたいと、その際には、ぜひ農福連携ということで、障がい者の方の雇用の場にも資するようになっていきたいなど思っております。

その際に、じゃあ管理運営どうするかといった場合は、当然市で直営で運営するってことは、それをできる人間もいませんし、指定管理の募集をしなきゃいけないと思っておりますが、そのときの募集をどうするかというのは、今の段階ではほぼ白紙の状況ではございますが、例えばですが、菜なポートなどを運営していただいている置賜地域地場産業振興センターと、あとノウハウを持ってるところと一緒にやるといことなどが、その後の流通なども、あるいは、ぜひハウス園芸と技術を学びたいという新規就農者のことも考えると、純然たる民間だけではなく、市の関連の団体と民間企業と一緒に運営していったほうが、その後の第2、第3の展開を考えれば、そういった在り方もあるのかなと、今の段階で考えてるところでございます。

○浅野敏明議長 6番、金子豊美議員。

○6番 金子豊美議員 ぜひそういったほうも検討しながら今後進めていただきたいと思います。

最後になりますけども、この指定管理者制度の導入については、私はうまくいってるなど評価をしております。古きよきものを継承しながら新しい風を吹き込むのが指定管理者ではないかなと私は思っております。ぜひ今後もよい方向に進むことを期待しながら、私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

平 進介議員の質問

○浅野敏明議長 次に、順位9番、議席番号9番、

平 進介議員。

(9番平 進介議員登壇)

○9番 平 進介議員 共創長井の平 進介でございます。よろしくお願いいたします。

今定例会の一般質問は、大きく3点について伺います。

初めに、1番目の空き家対策に係る住宅用地特例の適用除外についてお尋ねいたします。

空き家対策については、5年前の平成30年3月定例会においても質問しておりますが、このたびは、特に住宅用地特例となっている固定資産税等の適用除外に的を絞って質問いたします。

長期にわたって人が住んでいない空き家は、平成30年、2018年調査の段階で349万戸あると言われております。今後は、人口減少に伴い空き家も増加し、令和12年、2030年には470万戸にまで増えると推定されております。特に老朽化した木造の一戸建て住宅の対策は喫緊の課題であり、待ったなしの状況となります。

こうした空き家対策に向け、国においては平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法を制定し、平成27年に施行しております。これを受け、特別措置法に規定する必要な措置の勧告の対象となった特定空家等の敷地の用に供する土地について、市町村民税である固定資産税、都市計画税を住宅用地特例の対象から除外することとなったようであります。

さらに、適切な管理が行われていない空き家が放置されることへの対策として、特定空家と指定する前に固定資産税等の特例措置を除外する動きがあると仄聞しております。こうした動きがあることを踏まえ、以下お尋ねいたします。

最初に、(1) 空き家対策に係る固定資産税等の法律改正等の経緯と改正内容については、税務課長にお聞きいたします。

ただいま申し上げましたように、国においては、空き家対策として空家等対策の推進に関する特別措置法を制定しております。この法律に

より地方税法が改正されていると聞き及びましたので、空き家対策と市町村民税である固定資産税及び都市計画税がどのように改正されたのか、改正の内容について、経緯を含めお聞きいたします。

また、住宅用地特例の概要についてもお聞かせください。

次に、(2) 老朽危険度判定別空き家等戸数の状況はについて、建設課長にお聞きいたします。

昨年9月定例会において、市内の空き家件数等の資料を頂きました。それによると、令和4年3月31日現在、空き家等戸数は462戸で、うち老朽危険度が最も高いランクDは49戸で、割合は10.6%ということでありました。約1年が経過した現在、どのようになっているのか建設課長にお聞きいたします。

また、空き家対策の強化策として、適切な管理が行われていない空き家に対しても住宅用地特例の対象から除外すべく、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正が行われると仄聞しておりますが、その辺の動向についてもお聞かせください。

次に、(3) 危険空き家を増やさない方策の一つとして、住宅特例措置の適用除外を推進すべきについて、市長に伺います。

地方税法上では、既に空き家対策として、固定資産税及び都市計画税について、人の居住用に供する家屋の敷地に適用されている住宅用地特例については、地方自治体の判断で、その対象から適用を除外することができるようになっているようであります。

住宅用地特例については、後ほど税務課長からの答弁にあると思いますが、例えば、固定資産税であれば、住宅の敷地が200平方メートル以下の部分については6分の1に、200平方メートルを超える部分については3分の1に軽減されるというものであります。

空き家対策について、本市では、空き家の除却費用の補助や空き家・空き店舗活用推進事業として、家財片づけ支援補助などを行っているほか、空き家を有効活用するための空き家バンク登録の推進を図っておりますが、なかなか目に見えるようには進んでいないのが実情だと思っております。

老朽化した危険空き家そのまま放置された状態は、近隣に住む人たちへの直接的な危険とともに環境面でも影響が出てまいります。空き家の所有者からの視点で見れば、放置する要因の一つに、住宅用地特例があると感じております。更地にすると固定資産税が6倍になるとの思いがあるからです。

私は、空き家の所有者に再度空き家に対する認識を持っていただくためにも、法律で適用されている住宅特例措置の適用除外を推進すべきではないかと思いますが、市長の見解を伺います。

なお、全国的には住宅特例用地の適用を除外している自治体は少なく、県内で実施している自治体はないと仄聞しております。そこで、内谷市長におかれましては、県市長会の副会長に再任されたということでもありますので、ぜひイニシアチブを取っていただき、県内の市における実施に向けご尽力いただきたいと思います。いかがでしょうか。

次に、2番目の森林資源デジタル化の推進についてお尋ねいたします。

森林の有する公益的機能は、地球温暖化のみならず、国土の保全や水源の涵養等、国民に広く恩恵を与えるものであり、我が国の国土や国民の生命を守ることもつながります。

本市は、面積214.67平方キロメートルのうち森林面積が146.52平方キロメートルで、約7割を占め、その内訳は、国有林が約60%の89平方キロメートル、民有林が約40%の57平方キロメートルとなっております。また、民有林のうち

約22平方キロメートルが、東山分となっております。

日本の国土面積に占める森林面積の割合は約7割となっており、本市とほぼ同じ割合となっております。国土の7割を占める森林の公益的機能や国土の保全、水源の涵養等、さらに環境にも配慮した施策を推進する必要があります。

そこで、初めに、(1) 森林環境税及び森林環境譲与税創設の経緯はについて、当該制度の創設の概要について、農林課長にお聞きいたします。

次に、(2) 本市への譲与税額と基金積立等々の状況はについて、同じく農林課長にお聞きいたします。

以前この森林環境税制度が立ち上がるときに、当時の農林課長からは、森林環境譲与税は、当面積み立てておくというような説明を受けた記憶があります。制度の運用が始まった今、本市の森林環境譲与税はどのように使途されているのかお聞かせください。

また、今年度末の基金残高の見込みについてもお聞かせください。

次に、(3) 防災にもつながる森林資源デジタル化を積極的に推進すべきではについて、市長に伺います。

手入れの行き届いていない森林について、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は、地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林は、市町村が公的に管理するという制度の森林経営管理制度については、県で推進協議会を組織して支援等を行っているようでありますが、市町村の進捗状況にはかなり温度差があると仄聞しております。

そうした中で、森林の適正な管理に必要な高精度の森林資源情報であるデジタルデータの整備に向けた動きがあります。実際に今年度から県の事業として航空レーザ測量が始まっており、

今年度は庄内、来年度は置賜が計画区域となっているようであります。

現在でも民有林の自分の山がどこにあり、境界がどこにあるのか分からないといったことが相当数あるのではないかと思います。今後ますます放置が危惧される多くの民有林に相続が重なれば、今以上に境界等の設定は難しくなります。早い機会に正確な測量を行っておく必要があると思います。

加えて、レーザ測量を行うことにより、三次元での解析により、土砂災害等の危険区域や洪水等による危険区域の把握が可能となるのではと期待しております。データ解析により、治山のための工事や土砂災害等を防ぐ砂防ダムの工事など、防災・減災に向けた国、県への要望を行う際の重要なバックデータとなるものだと思います。

本市は、DX、デジタルトランスフォーメーションに積極的に取り組んでいる自治体であります。ぜひ災害等を未然に防ぐ、市民生活の安全安心にも資する森林資源デジタル化に積極的に取り組むべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に、3番目の主権者教育の一環としての少年議会についてお尋ねいたします。

去る2月12日の日曜日、この議場を会場に長井の未来を育む少年会議が開催されました。メンバーは、長井南・北中学校の3年生それぞれ4人、長井工業高校の2年生4人、長井高校の1年生4人の計16名で、4つのグループに各校1人ずつ入り、グループごとに長井市をよりよくするためのアイデアなどが発表されました。聞くところによりますと、昨年内谷市長の講話を聴講したそれぞれの学年のアンケートの結果に基づきグループワークを行い、発表したとお聞きいたしました。私も傍聴しましたが、なかなか面白いアイデアがあるなど感心したところでもあります。それでも、これまで開催してきた

少年議会とはいささか違うという印象を受けました。

そこで、(1)少年議会から少年会議に変更した経緯はについて、地域づくり推進課長にお聞きいたします。

次に、(2)少年議会は、意識を高める主権者教育の一環ではについて、市長に伺います。

3年ぶりに開催された少年たちによる提言は、忙しい毎日の合間を縫って、土日に集まって相談してまとめてきたとお聞きいたしました。各グループに若手市職員がサポートとして支援に入ったことから、少年の中には将来市職員になりたいという人もいたということでもあります。大変すばらしいことだと思います。

しかし、それでも少年議会とは少し異なるとの思いを持ちました。少年議会は、提言と同時に議員という立場での主権者教育という面もあるのではないかなと思うからであります。市のまちづくりに提言いただくにしても、議員という立場があって提言を行うという点では、少年議員の気持ちの根底の部分では変わってくるのではないのでしょうか。遊佐町の少年議会のように、町長も選挙で選ぶという仕組みにはなっておりませんが、これまでの少年議会では、少年議員という重みを感じて議場に立って提言されてきたのではないかなと覚えているところでもあります。

加えて、平成28年、2016年に施行された、選挙年齢が18歳以上となっても、依然県内の18歳、19歳の投票率は低い状況と言われております。長い目で見た少年議会が投票率向上の一助になればとも思いますが、市長の見解をお伺いいたします。

次に、(3)これまでの少年議員のアンケート調査を行い、分析してはについて、市長に伺います。

平成16年度から始まった少年議会は、コロナ禍で開催できなくなる前の令和元年度まで16回開催されているようであります。この間の少年

議員数は、例えば、1開催当たりの議員を14名とすれば、16回の開催で224名の少年議員が誕生したことになります。現在では30歳を過ぎた方もおられます。

私は、200名を超える少年議員にアンケート調査を行い、当時の思いと現在の長井市に対する思いなど、少年議員となって変化があったのかなどについて分析することも、今後のまちづくりやこのたび開催された少年会議の方向性を検討する上でも必要ではないかと思いますが、いかがでしょうか。市長の見解をお伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 平 進介議員から、大きく3項目にわたりまして、9点ほどご丁寧にご質問いただきました。私のほうからは、3項目3点、お答えを申し上げたいと思います。

まず最初に、空き家対策に係る住宅用地特例の適用除外についてということで、私からは、(3)の危険空き家を増やさない方策の一つとして、住宅用地特例の適用除外を推進すべきではないかというご提言でございます。

議員からも空き家等についてはいろいろ詳しく説明いただきましたけども、実は、これは私の責任でもあるんですけども、長井市のいろんな施策の中で、やっぱりちょっと遅れてるなどというのは四、五点もちろんあるんですけども、その中の一つが空き家対策と、2番目の森林関係なんですね。一番痛いところをご指摘いただいたなということで、大変恐縮しているところですけども。

現在、国のほうでは参議院の会議が国会開催中でございますけれども、国のほうの動きといたしましては、空家等対策の推進に関する特別措置法、この改正を、これはまさに平議員がおっしゃるような改正について検討されているよ

うで、これらがそう遠くない将来、また少し国の考え方も前に進むのかなと思っております。

ただ、まず最初に、端的に結論を申し上げますと、やはり、空き家というのはA、B、C、Dランクがあるわけですね、4段階。それで、Dランクについては、危険空き家と認めた場合は、その審査会を開いていただいて、それで勧告をするということしかしてないんですね。勧告された空き家については、国とそして市のほうで支援して、補助を受けて取り壊すということなんですけども、そういった状況、後で少し数字のほうも申し上げますけれども、そこまでというのは、やっぱり実は最悪なわけですね。結局その空き家というのはずっと放置されたままで、周りに迷惑をかけるので危険空き家とするわけですが、正直なところ、そこを市でお金を出して空き家にするというのは、これは一番悪いやり方だなと思っております。

ですから、その前の、空き家になった段階から、できるだけその空き家をうまく活用するというので、もちろん我々長井市役所でも努力はしているんですが、いかにせん空き家がどんどん増えてく中で、400戸を超えていますからね、その中で、大体7割ぐらいは、その空き家の持ち主というのは周辺とか県内、あと3割、4割ぐらいは遠いところに住んでいると大体分析されているんですけども、なかなか連絡を取りにくくなるわけですね、時期がたてばたつほど。

そして、多分一番空き家が放置される理由は、その空き家に住んでおられた方が、例えば亡くなる、あるいは施設に入られるということで空き家になったと。そこにご家族がいた場合でも、ご家族は、どこか近くではない、遠いところにいると。近くにいたとしても、その空き家を整理することができないんです。まずはおうちの中ですよ。例えば、もう仏壇から全部、生活のあれがそのままあるわけですね。これを整理

するというのは非常に難しい。そういう理由で、実は、空き家を売ったり貸したりできないというのが多分多いんじゃないかなと思います。

昨年の第5回のビジネスチャレンジコンテストで、ビジネス部門で部門賞を取られた、これは空き家の中を整理するビジネス、これはもう会社立ち上げて、市内の会社ですが、どれぐらいのご利用はあるかですが、これ大変安価に、しかも丁寧に整理をしていただけるというような会社が出たので、これを機に、令和4年度あたりは、少しその空き家をうまく活用できるような、空き家バンクなどの充実を図りたいと思ってはいたんですが、なかなかこれは難しかったです。やっぱり、市の職員だけではもう限度があるってことですね。これだけ仕事をいっぱい抱えてる中で、空き家の持ち主に連絡して、今、電話しても出ませんからね、うちに行っても出てくれませんか、分かると思います、これから選挙ですから。例えば、支持者のところに行くにしても、もうなかなか出てくれませんよ。夕方5時、6時で鍵かかっている。誰かいるみたいだな、そんな状況の中で空き家バンクを整理するのは非常に難しい。

だから、そこで私どもは、やっぱり地元の宅建業会の皆様のお力をお借りしたりとか、あるいはその地区の皆さん、民生・児童委員の皆様ということなどもしましたが、なかなかうまくいきませんでした。これからは、ぜひ今度コミュニティセンターさんにもお力添えをいただいて、順次これを整理をして、うまく生かしたいと思っております。

したがって、結論から申し上げますと、やっぱりあんまり乱暴なことはできないと。やはり、その持ち主の方が遠くにいらっしゃって、もうどうしようもないという場合でも、何とか連絡取って、そして、こうしますからお願いいたしますと、いろいろな形でそれを使わせていただくようなことをしないうちには、乱暴に、じゃあ、

これ法律でも可能だから、固定資産税、特例措置なくなりますよというの、これはちょっとあまりにも大変かなと思ってまして、したがって、もう少しできることをやって、そして法改正を見ながら、どこかの時点でね、やっぱりこれ以上空き家を増やさないということでしなきゃいけないと思いますが、今それをやるということが果たして本当にいいのかと。やっぱり、その空き家の方たちも、多分、例えば、その空き家の持ち主の家族で、嫁に行き、隣町にいる方とかいらっしゃるんです。ただ、長男は東京にいるとか、とにかく一つ一つにいろんな事情があるんですね。ですから、それを一方的にぼんってやるのはどうかなというふうに私は思っております。

すみません、長くなりましたけれども、特定空家等に関する住宅用地特例の適用除外につきましては、倒壊する危険や衛生面で有害など管理不全となっている空き家の除去や適正管理、利活用促進のため、平成27年の地方税法改正により、特定空家等が所在する土地について、除去や修繕等の勧告の手続を行った場合に、固定資産税及び都市計画税の住宅用地特例を適用除外すると、これは議員からあったとおりでございますが、これ読むと時間がなくなるので、よろしいですかね、大体伝わったかと思うんですが。

ただ、まだまだ、4ランクあるうち2ランクぐらいまでは、中を整理すると使えるはずなんです。だって、整理ができないので、それはぜひ、市内にそういう会社があったので、今年はできませんでしたが、来年も予算にはないんですが、ぜひ補正でも、もしよろしかったら議会にお認めいただいて、そういうことで整理して活用するという場合は補助するような、そういったことなども検討していきたいと思っておりますので、あと法改正を待って、もう少し慎重にしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次、2点目の森林資源デジタル化の推進についてということで、これもまた大変痛いところをご指摘いただきまして、議員からは、防災にもつながる森林資源デジタル化を積極的に推進すべきではないというご提言です。これは、議員からもありましたように、国のほうで、法律としてやっぱりちゃんと、その字界を分かるような、そういう整理をしなさいということで、目的税、森林保有税とかですね、そういったところ、環境税とかつくっていただいたわけです。

いかんせん我が市の長井市は、一番少ないんですね、年間800万円なんです。長井市は、もう今から、私の感覚では、多分ここ20年ぐらいはほとんど林野関係の対応ができなくて、それで、あと、林業で生計を立てている方というのは、里の木を切るとか、そういった方はいらっしゃるんですけど、山林を伐採して木材に加工したりとか、そういった業として、お仕事となさってる方は、2人ぐらい統計上はいらっしゃるみたいですが、ほとんどいません。

あと、大体区の山があるわけですね、大体どこでも、生産森林組合みたいにしてるところもありますけれども、平野地区の共有地組合さん以外は、ほとんどもう地区で持っておられた山林の活用というのは、むしろ、今はそれを維持管理するので、みんな会費を払って、組合費を払っても、それでも足りないということで、市に寄附したいというのは、今から10年前ぐらいたくさんありました。ただ、要は、自分たちで管理できないから、市にあげるから管理してくださいということなんですね。そうすると、行革でしたから、とんでもないと。大変ありがたいけど、無理ですと、そういうふうに断ったわけですね。それは自分たちでやってくださいよという意味ですよ。

そんなことで考えておりますが、しかも、市の職員の中にも林務経験っていいですか、林務係って農林課の中にありましたけども、それを

経験した職員というのは、もう本当に数名しかいないんですね。しかも、林業者がいない。

その中でどうするかといったときに、やっぱり私どもとしては、ちょっと後ればせながら、市の森林利用計画とか、これから森林というのは、全て活用できると、食料品にもなるんだそうです。バイオマスの技術が非常に進んでいるので。それはバイオマス発電にも使えますし、いろんなものに、木材もいろいろ使えますけども、それを進めたいんですが、それをやる、産業化するにはどうするか、そして、それをいかに活用するかという、やっぱり関係する方たちにお集まりいただいて、組織化して、やっぱり目標を立てなきゃいけない、計画を立てなきゃいけない。それを、やはり来年度あたりから進めていきたい。多分、1年ではできませんので、2年、3年かけても、やっぱりしっかり将来の長井市の森林をどう活用していくかという目標と計画を立てていかなきゃいけない。

問題の財源については、ほとんど期待できません。したがって、今、私どもが考えてるのはカーボンニュートラルということで、大手企業さんの、やっぱり社会貢献としての動きが一つあります。

あともう一つは、その森林を預かって、そして、それからいろんな資源を生かして、木材とかいろんな利用をするということで、それを活用していただいている会社ができつつあるんですね。ですから、そういったところの両面から、やはり、長井市内のそれぞれの大字単位で持っている地縁団体の組織の山林だったり、あと個人としてもぜひ使ってもらいたいとか、そういったことを整理しながら、まず目標を立てていく。その後でないと、わざわざ航空測量で2,000万円、3,000万円ぐらいかかるそうですが、分析まで含めて、それをやっても、まず測量ありきじゃないんですよ、私どもからいえば。それをやったら、もう大変なことになります。

結局、目的がないうちに取りあえずやっちゃおうというのは、これは絶対駄目だと思います。

したがって、今、置賜地域でやってないのは、高島町と、小国町はもう離脱したと、自分たちでやると、あと白鷹町と長井市です。県のほうではやらないかって勧めていただいて、私どものほうも、もうこの際やったらいいんじゃないかというような検討もしたんですが、内部で打ち合わせして、利用をどうするか、その計画がないのに測量ありきはないだろうと。しかも、今、積み立てして、何年間も積み立てしているお金がゼロになると。じゃあこれからどうするんですかと、だから、ちょっと時間をいただきたいということで考えているところです。

したがって、大変ごもっともなご提言ですが、残念ながら、長井市の状況はそのように、非常に遅れていますので、これをぜひ挽回すべく、今後ともご指導いただきながら、確かに治山事業、これ県ですよ、県にやっていただきたい。あと砂防堰堤の事業、砂防も、これも県ですよ。西山はほとんど県の管轄の河川ですから、ですから、本来であれば県でやってくださっていいんじゃないですかと、そういうふうに思うんですが、そんな失礼なことも言えないので、私どものところですから県と一緒に相談して、それらの森林をどう生かすか、あわせて、水害等に対する備えとしての測量をぜひ、できるだけ早く計画を立ててやっていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

3点目の主権者教育の一環としての少年議会について、少年議会は意識を高める主権者教育の一環ではということで議員から提言ございました。

これもまたごもっともでございます。平議員ご存じだと思うんですが、私は平成14年と平成15年に2回たしか議会で私、議員をさせていただいたときに提言させていただいて、当時の目黒市長並びに議会のほうでご了承いただいて、

じゃあやってみようということで、平成16年から少年議会を開催いただいたところです。大変やっぱり少年議会というのは、議員おっしゃるような主権者教育の一環として、これはこれで非常に重要だと思ってます。ただ、16回された少年議会の状況を見てみますと、子供たち、だから少年議員の人たちが、やっぱり一番目の前のといいますかね、その課題がよく分かってらっしゃらないんですね、課題が分かってない。多分生徒会の中で、あるいは指導をする先生とかもあったと思うんですが、やっぱりどうしても身の回りのことの意見、提言が多かったです。

例えば、自分の通学路のところが非常に暗いと、外灯をするべきじゃないか。例えば、自分の高校の前のところの道路が非常に危険だ、これをもう少し丁字路とか何かしたらいいんじゃないかとか。あと、一方では、すごいのが、例えば幸福論ですよ。その幸福論、幸せの概念というのは、物質的な、物量的な幸せを求めるだけではなくて、やっぱり心の幸せを求めるためにこうすべきだ、ああすべきだ、かなり格差があったんですね。

その点、今回の少年会議、私も拝見して、あるいは私が答弁をさせていただいて、大変テーマを絞って、そして意見を交換しながら、プラス思考でいろんな提案をしていただいたというのは、極めて、あんまり今までなかったなと思ってます。なぜかという、長井市のよいところをみんなで議論して、SDGsにどういうふうにして資するようなまちづくりを提言しようかということで、なおかつ市の職員の若手職員も2人サポートさせていただいて、大変よかったと。

したがって、これからは、主催いただいているまちづくり青少年市民会議、青少年市民会議の役員の皆様とも意見交換したいと思いますが、両方合わせたような形でやると、より議員の皆様とか、少年議員の皆様のご意欲といいま

すかね、その議員としての模擬議会ですから、そういったところでの市全体を見るということも経験できますし、あと同時に、長井市の課題とか、よいところとか、そういったところをいろいろ勉強して、少年議会としてやっていただくということをぜひ意見交換してお願いしたいと思っています。

なお、200名にわたる過去の議員の皆様、皆さんそれぞれ住所がなかなか大変だと思っておりまして、その住所を調べて連絡させていただくだけでも相当な事務量になりますので、この辺のところは、今後ちょっとそれぞれの学校のほうとも相談させていただきながら、また、主催者のほうとも相談させていただきながら検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

ちょっとすっきりした答えではなくて恐縮なんですが、どうぞよろしくお願いいたします。

○浅野敏明議長 高橋嘉樹税務課長。

○高橋嘉樹税務課長 私からは、問1の(1)のご質問についてお答えいたします。

空き家対策に係る地方税法の改正でございますが、適切な管理が行われていない空き家等が環境に深刻な影響を及ぼしていることに鑑み、環境の保全を図り、あわせて、空き家等の活用を促進するため、平成26年に空家等対策の推進に関する特別措置法が制定されました。第2条第2項におきまして、倒壊等のおそれや著しく景観を損なっている状態にある空き家につきまして、特定空家等と定義されているところでございます。

これを受けまして、その除却、適正管理を促進するため、土地に係る固定資産税、都市計画税について必要な措置が講じられまして、平成27年度税制改正におきまして地方税法の改正が行われたところでございます。改正の内容でございますが、空家等対策の推進に関する特別措置法にあります勧告がなされた特定空家等の敷

地の用に供する土地につきまして、第349条の3の2で定められております住宅用地特例の適用対象から除外するというものでございます。

住宅用地特例でございますけれども、税負担を特に軽減する必要から、その面積の広さによって、小規模住宅用地と一般住宅用地に分けて特例措置が適用されております。住宅が建っている土地につきまして、1戸当たり200平方メートルまでの部分が小規模住宅用地とされ、課税標準額について、固定資産税では価格の6分の1の額、都市計画税では3分の1の額、また、200平方メートルを超える部分が一般住宅用地とされまして、課税標準額について、固定資産税では価格の3分の1の額、都市計画税では3分の2の額とする特例措置でございます。

なお、この住宅用地特例の適用除外を実施している自治体は、全国におきまして、令和3年度実績で57市町村、県内におきましては、平議員おっしゃるとおり、実施している自治体はございません。

○浅野敏明議長 小林克人建設課長。

○小林克人建設課長 私からは、問1、空き家対策に係る住宅用地特例の適用除外について、
(2) 老朽危険度判定別空き家等戸数の状況は及び空き家等対策の推進に関する特別措置法の動向についてお答え申し上げます。

空き家等戸数の状況でございますが、令和5年2月末現在におきまして、空き家台帳の戸数は455戸、うち修繕がほとんど必要がないAランクが50戸、多少の改修工事により再利用が可能であるBランクにつきましては167戸、老朽化が著しいCランクは192戸、解体等が必要と思われるDランクは46戸で、Dランクの割合は10.1%となっております。

次に、法改正の動向でございますが、空き家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案が3月3日に閣議決定されております。

なお、今後の国会審議を経ることになります

けれども、閣議決定によりますと、周囲に悪影響を及ぼす特定空き家等の除却等のさらなる促進に加えまして、周囲に悪影響を及ぼす前の段階から空き家等の有効活用や適切な管理を確保し、空き家対策を総合的に強化するものでございまして、放置すれば特定空き家等になるおそれがある空き家等を管理不全空き家等といたしまして、早い段階から状態が悪化する前の段階で指導・勧告を可能にし、住宅用地に係る固定資産税の課税標準の特例措置の対象から除外する内容となっております。

なお、今後、国の通知等の内容を詳細に確認してまいりたいと考えてございます。

○浅野敏明議長 佐々木勝彦農林課長。

○佐々木勝彦農林課長 私のほうには、問2の森林資源デジタル化の推進についてということで、2点ご質問をいただきました。順次お答えいたします。簡潔にお答えするようにいたします。

1つ目の森林環境税及び森林環境譲与税創設の経緯とはという内容でございます。森林の持つ多面的機能を拡充する、そして、政府が掲げております2050年のカーボンニュートラル達成に向けまして、森林への期待がますます大きくなってきております。

一方で、長らく続いた材価の低迷であったり森林所有者の高齢化、これらによりまして森林整備の担い手が不足しております。森林の管理が適切に行われていないという問題が発生しております。また、伐採した後に植林がされていないという事態も発生しております。さらには、所有者や境界が分からず、管理が行き届かない森林が増加している、このような大きな課題に直面しているというところでございます。

そういった背景を受けまして創設されましたのが森林環境税でございます。地球温暖化防止や災害防止等を図るために、森林整備に必要な地方財源を国民一人一人がひとしく負担して森林を支えるという観点から課税されることにな

りました。令和6年度から個人住民税均等割と併せて、国税として1人年額1,000円を市町村が徴収する新たな税ということでございます。

一方、国に一旦集められました森林環境税を市町村や都道府県に再配分し、適切な森林整備を進める財源が森林環境譲与税でございます。各市町村、都道府県への譲与税額については、自治体別の私有林の人工林面積、林業就業者及び人口に基づいて算出されているものでございます。

続きまして、本市への譲与税額と基金積立等の状況はにつきましてお答えいたします。譲与税の用途につきましては、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律によって定められておりまして、本市におきましてもホームページにおいて公表させていただいているところでございます。

譲与税額につきましては、令和元年度238万8,000円、令和2年度につきましては507万6,000円、令和3年度については505万1,000円となっております。令和4年度、令和5年度におきましては、それぞれ予算的には600万円と見込んでいるところでございます。

これまでの主な用途といたしましては、林道橋の長寿命化計画診断業務委託料、林道補修・修繕手数料、森林経営管理制度に係ります事前調査図作成業務委託料、そして経営管理事業等の費用に当てます森林環境譲与税基金への積立などでございます。

森林環境譲与税基金の残高につきましては、今年度末で1,275万4,000円と見込んでいるところでございます。

○浅野敏明議長 新野弘明地域づくり推進課長。

○新野弘明地域づくり推進課長 私のほうには、3番の(1)少年議会から少年会議に変更した経緯ということでございますが、今回の少年会議につきましては、長井市まちづくり青少年育成市民会議の事業といたしまして、2月の12日

に開催されました。

この少年会議の事業につきましては、平成16年度から同団体事業として取り組んできました少年議会の名称を変更して、今年度実施したものでございます。

少年議会時代につきましては、コロナ禍でここ2年間実施を見送った経過がございまして、その間は学校現場からの要望もありまして、同市民会議事業として、長井北中学校、長井南中学校それぞれで市長講話を実施いたしました。市長講話につきましては、今現在、市で取り組んでいる事業であったり、市の展望なども市長からお話しいただき、講話後に受講した生徒の皆さんからは、アンケートをいただいておりますけれども、市の取組を知ることができてよかった、自分の市に誇りが持てた等の感想をいただきました。

新型コロナウイルス感染症も一段落いたしました。今回この事業を実施するに当たっては、まず、学校現場でも市政について、貴重な学びの機会となる市長講話を継続してほしいということ、あと、市でも令和6年度からの第六次総合計画の策定を行っておりますので、10年後の長井市を担う若者の声を何かしらの形で吸い上げ、反映させたかったということ、そして、少年議会では、少年議員1人が練り上げた質問を市側に提案いただき、市の幹部が答える形で行ってきましたが、少年会議では、中学校、高校生の異年齢で構成されたグループで意見をすり合わせ、フォロワーとして市職員がサポートしながらも、一つの発表として練り上げる、その過程を大切にいたしまして、その中で自分ができることを考え、社会参画を自分ごととして身につける場として機能させること、そういったことを背景理由として今回リニューアルしたところでございます。

今回は初めてのことでしたので、次年度に向けて市民会議のほうと相談しながら、来年度バ

ージョンアップできるように検討したいと思
います。

○浅野敏明議長 9番、平 進介議員。

○9番 平 進介議員 再質問をさせていただきます。

最初には、その空き家対策であります
が、市長に、空き家にならないような対策
をしていきたい、これは当然だと思います
し、できるだけ活用できるようにしてい
きたいという、その思いは分かるわけ
ですけれども、建設課長からありまし
たとおり、2月現在で455戸の空き家
のうち、ランクAからDまであって、
ランクD、解体が必要なところがもう
55戸あるという今のお話です。その
前のCランクもあるわけですが、そ
ういった部分については、やはり、特
定空家として、法律でなっている特例
への適用除外の部分については、進め
ていくべきなのではないかなと思
うわけです。

なお、課長からあったとおり、今
月の3月3日の閣議決定で、それだけ
でなくて、もう管理不全空き家、その
前の段階のものでも適用から除外す
るんだという話なんですけれども、そ
の前の段階のこの特定空家の部分、
これについては、やっぱり少しは早
めに手続をするべきではないかと思
うわけですが、いかがですか。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 なお検討はしますが、
なかなか当事者は大変だと思います。
すごくお金かかるんですよ。それを
勧告をして、固定資産税を3倍ぐら
い、下手すりゃ6倍に上がるわけ
ですよ。そういうことをしときなが
ら、どうしようもない。要は、税金
も滞納する、そのまま放置するとい
ううちも当然出てきます。そう
なると、今度はまた別の問題が起
きるわけですよ。

例えば、今、昔と違って、坪単価
の取壊し費用上がってるじゃない
ですか。ですから、仮に30坪ぐ
らいと言っても、軽く100万円
超えるんですよ。150万円、200
万円までかかる場合も

ある。だから、そういうのを分か
つていながら固定資産税をど
んどん上げるといのは、やっ
ぱり私は心苦しい。

もっと前の段階から手をつけな
きゃいけなかったんですが、そ
うなってしまったので、やっ
ぱりこれは、国の法改正などを
待ちながら、何か手だてを考
えていきたいなと思しますので、
ご理解いただければと思
います。

○浅野敏明議長 9番、平 進介議員。

○9番 平 進介議員 市長の気持
ちは分かりません。

あと、5年前にもちょっと申し
上げたんですが、特定空家の除
却を推進するために、このイン
センティブとかね、ある一定
期間、減免制度を設けるとい
うようなことも一つの方法か
とも思いますし、それから、今
あった特定空家の解体費用、
今150万円が限度になってる
わけですが、これをもう少し
上げて、今150万円だと30
万円、個人所有者負担にな
ってるわけですが、この辺の
ところなども方法の一つかな
と思うわけですので、併せて
検討いただければと思
います。

それから、森林資源デジタル
化については、令和6年度
から、実際に今度国税として
1,000円徴収始まるわけ
ですよ。そうすると、市民も
何さ使われてるんだという
話にもなってくるんだと思
うんです。少し目に見える
ような形のところで、市長
からは、森林活用金額の
目標を立ててからという
お話でもありますが、それ
もできるだけ早急に検討
立てていただいて、して
いただければと思
いますが、その辺につ
いてはいかがですか。

○浅野敏明議長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 おっしゃると
おりだと思いますが、森
林保有税と環境税、やっ
ぱり不満があるわけ
ですよ。何で人口割で、
それが大きいんですよ、
一番、大都市で森林
ないところにもう何
千万円、何億円って
行くっておかしい
じゃない

ですか、こういったところもちゃんとやっていかなきゃいけない。

それと、あとは、やっぱりおっしゃることは分かるんですけどね、まず最初に測量ありきはないと。測量は、必要なときにやるべきだと思います。

おっしゃることは分かりますので、やっぱりいち早くこれ取り組んでいきますので、引き続き監視、ご指導を賜りたいと思います。

○浅野敏明議長 9番、平 進介議員。

○9番 平 進介議員 やっぱり行政や庁内全体の情報のデータ化をして、それを共有するということは、やっぱり行政の大切なところの一つでもあるかと……。

(「データ化するのに相当お金がかかる」の声あり)

○9番 平 進介議員 それは分かります。分かっていますが、そういったところもやっぱり職員数、大変だというふうなお話もさっきありましたので、ぜひ検討いただきたいと思います。

3番目の主権者教育の一環として、市長からもありましたとおり、市長も議会の議員のときに、少年議会やったらどうだというふうに提案された方ですので、少年会議と少し違うところは市長もやっぱり分かっているんじゃないかと思うので、ぜひ、まちづくり青少年育成市民会議の皆さんと協議いただきながら、これからどうされていくのか検討していただければと思います。

以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○浅野敏明議長 ここで暫時休憩といたします。

再開は、午後3時20分といたします。

午後 2時57分 休憩

午後 3時20分 再開

○浅野敏明議長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

なお、蒲生光男議員から早退させてほしい旨の届出がありましたので、ご報告いたします。

鈴木一則議員の質問

○浅野敏明議長 順位10番、議席番号1番、鈴木一則議員。

(1番鈴木一則議員登壇)

○1番 鈴木一則議員 政新長井の鈴木一則です。今日最後の一般質問となります。よろしくお願いいたします。

厳しい寒波の時期が過ぎ、先週後半より気温も上昇してきました。今週は4月並みの気温で、雪解けも一気に進みました。家の近くの田畑もところどころ土が見えてまいりました。桜開花の予想では、東京が3月18日、山形県は4月7日頃と予想されており、昨年より若干早いかないという感じです。空も青く広がり、ようやく気持ちのよい季節の到来が楽しみです。

私の質問は2点です。最初の質問は、J R米坂線の復旧と公共交通の持つ役割と地域振興についてです。

8月3日から4日にかけての豪雨災害では、米坂線は未曾有の被害となりました。鉄橋の崩落、盛土の流出、土砂流入による土木被害は112か所に上り、通信ケーブルや踏切遮断機などのケーブル断線や破損の被害も出ているということです。

J R米坂線の管轄区分が、米沢ー今泉間が仙台総合指令室、萩生駅一坂町駅間が新潟総合指令室で、今回の被害は新潟の管轄がほとんどと